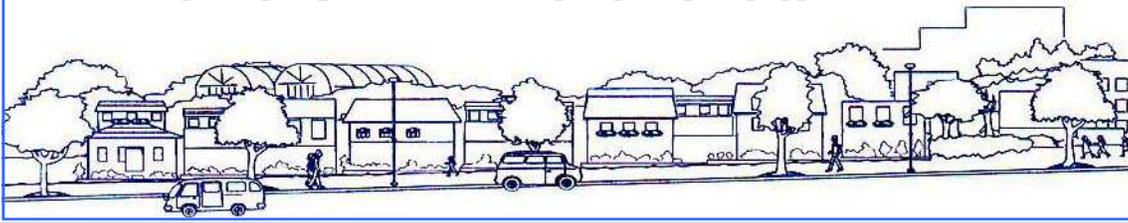


北小岩一丁目東部地区



124

2013/8/26
江戸川区土木部
区画整理課連絡先：沿川整備第一係
5668 5877

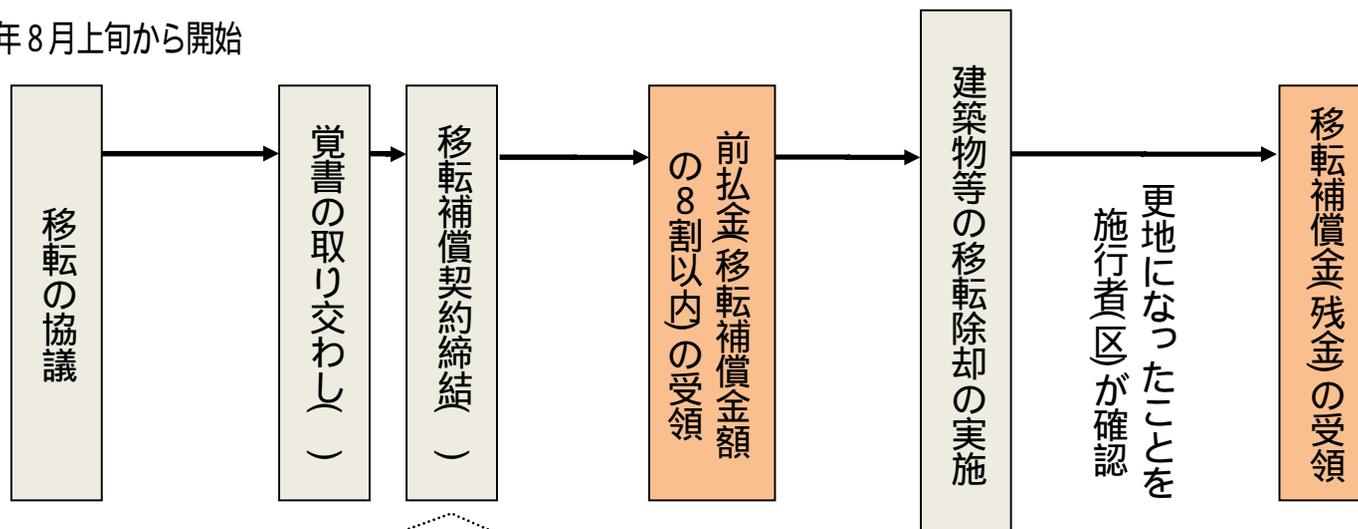
移転の協議を開始しました！

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

第19回まちづくり懇談会でご説明したとおり、権利者の皆様と平成25年8月上旬から移転の協議を順次開始しております。移転の協議ではご提出いただいた申告書（建物等所有者申告書や家族人員申告書など）や建物調査に基づき算定した移転補償金額を提示し、移転補償の内容を説明させていただいております。引き続き、皆様のご予定を伺いながら、移転の協議を進めて参りますので、ご多忙とは存じますが、ご協力をお願いいたします。

移転の協議の流れについて

平成25年8月上旬から開始



契約時には振込先（金融機関名、支店名、口座番号）と印鑑登録証明書（3ヶ月以内に交付されたもの）が必要となります

() 「覚書」、「契約書」の内容につきましては、第19回まちづくり懇談会で配布しました「建築物等の移転・補償のご案内」の17ページから20ページをご参照ください

『建築物等除却通知及び照会』の回答書提出のお願い

平成25年7月下旬から順次、『建築物等除却通知及び照会』を発送しております。『建築物等除却通知及び照会』とは、建築物等所有者の方に対し自ら建築物等を解体するかどうかをお尋するものです。占有者の方に対しては通知のみとなります。

建築物等所有者の方は、必要事項をご記入していただき、通知文中に記載されている回答期限までに北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所にご提出ください。なお、解体につきましては、平成25年12月16日（除却期限）までにお願ひします。

占有者の方は建物等所有者の方とお話合いの上、解体工事の開始前までにお引越しをお願いいたします。

地質調査のお知らせ

皆様からご要望のありました地質調査につきまして、国土交通省で下記のとおり調査を行うことになりました。この調査は、まちづくり懇談会などで説明している地質の状況等を再確認するものです。作業中、周辺の方には調査に伴い機械・器具等による作業音等が生じてしまいご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、平成25年10月下旬頃にまちづくり懇談会を開催し、報告させていただく予定です。

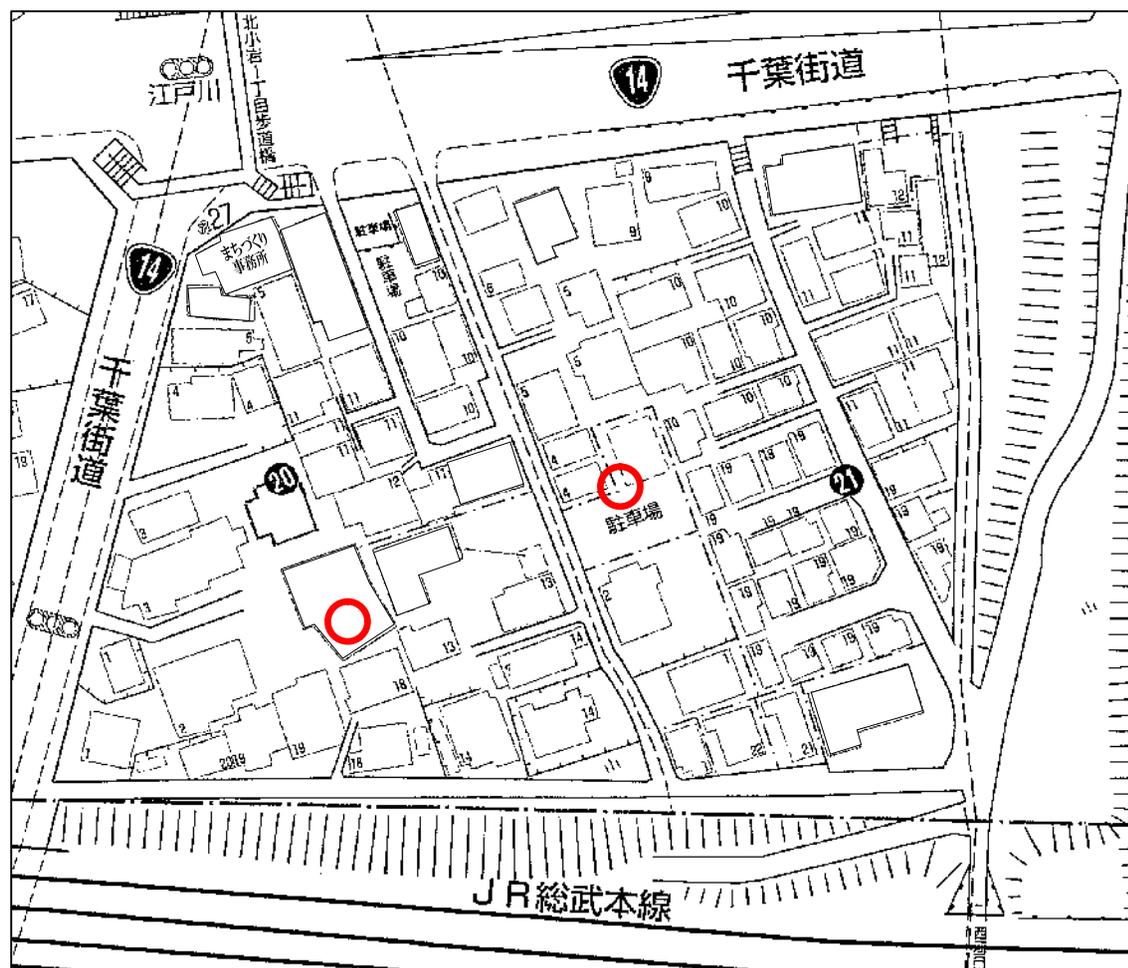
1. 調査期間

平成25年9月2日(月)から2週間を予定

(日曜のみ休工、地質状況・天候等により数日程度前後する可能性があります。)

2. 調査箇所

○ : 調査予定箇所(現地の状況により多少ずれる可能性があります)



3. 調査実施者及び連絡先

・国土交通省 江戸川河川事務所 沿川整備課

04(7125)8112 担当:前田

・株式会社 東建ジオテック

〒110-0016 東京都台東区台東3-6-13 安達第3ビル

03(3833)0381 担当:大河原

<お問い合わせ先> ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびだいいちがかり
区画整理課沿川整備第一係

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所 5668-5877

電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/gyosei/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

